

# 板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱

(昭和 63 年 4 月 27 日 区長決裁)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、重度心身障がい者（以下「障がい者」という。）に対し紙おむつを助成することにより、衛生の保持と健康の増進に寄与するとともに、経済的負担の軽減を図りもって障がい者の福祉の向上に資することを目的とする。

## (助成対象者)

第 2 条 この要綱による助成の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えなければならない。

- (1) 板橋区内に住所を有し、在宅又は入院中であること。
- (2) 申請時の年齢が 2 歳以上 65 歳未満であること。
- (3) 常時失禁状態にあり、紙おむつ等の使用が必要であること。
- (4) 東京都板橋区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年板橋区条例第 30 号）の規定に基づく受給者又は東京都板橋区児童育成手当条例（昭和 46 年板橋区条例第 22 号）の規定に基づく障害手当支給対象者であること。

(5) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の障害の程度が 2 級以上である者

イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく手帳の交付を受けている者のうち知的障害の程度が 2 度以上である者

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項第 1 号に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 の障害の程度が第 2 項症以上である者

エ その他区長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成の対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の適用を受けている者
- (3) 板橋区障がい者（児）日常生活用具費等支給要綱（昭和 57 年 5 月 11 日 区長決定）別表 1 の種目ストマ用装具の適用を受けている者
- (4) 他の紙おむつ等助成制度の適用を受けている者

(申請)

第3条 紙おむつの助成対象に該当する者が、紙おむつの助成を受けようとするときは、あらかじめ板橋区心身障がい者紙おむつ等助成申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により、区長に申請しなければならない。

(決定)

第4条 区長は、前条の申請書を受理したときは、第2条に定める要件を有するか否かを調査し助成の可否を決定する。

2 区長は、前項の決定をしたときは、板橋区心身障がい者紙おむつ助成決定通知書(別記第2号様式)又は板橋区心身障がい者紙おむつ等助成申請却下通知書(別記第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(助成期間)

第5条 助成期間は、第3条の規定による申請のあった日の属する月の翌月から第8条第1項各号のいずれかに該当するに至った日の属する月までとする。

(助成枚数)

第6条 区長は、紙おむつの助成を決定した者(以下「受給者」という。)に対し必要枚数を助成する。

(届出義務)

第7条 受給者は、第2条に定める要件及び第3条の申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに板橋区心身障がい者紙おむつ助成受給資格変更・消滅届(別記第4号様式)により区長に届出することとする。

(消滅)

第8条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成に係る受給権を消滅させるものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を備えなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 虚偽の申請によって紙おむつ等の助成を受けたとき。
- (4) 紙おむつの助成を辞退したとき。
- (5) 前各号のほか、区長が紙おむつの助成をする必要がないと認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により、紙おむつの助成に係る受給権を消滅させるときは、板橋区心身障がい者紙おむつ等助成受給資格消滅通知書（別記第5号様式）により受給者に通知する。

（返還）

第9条 区長は、偽りその他不正の手段により紙おむつの助成を受けた者があるときは、当該紙おむつ又はそれに相当する金額を、その者から返還させることができる。

2 前項の規定による返還の請求は、板橋区心身障がい者紙おむつ助成返還請求書（別記第6号様式）により、返還すべき者に通知して行う。

（台帳の整備）

第10条 区長は、紙おむつの助成状況等を明らかにするため、板橋区紙おむつ受給者台帳を備える。

（委任）

第11条 この要綱に定あるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成元年9月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、この一部改正以前に決定を受けた者については平成9年10月1日から適用する。

付則

この一部改正は、平成10年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この一部改正以前に決定を受けた者については、なお、従前の例による。

付則

この一部改正は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、決定の日から施行し、身体障害者福祉法第 20 条及び児童福祉法第 21 条の 6 規定による支給に係る改正規定は平成 18 年 10 月 1 月から、板橋区人工肛門・人口膀胱用装具購入費助成事業運営要綱による支給に係る改正規定は平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

付則

- 1 この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この一部改正の施行の際現にこの一部改正前の要綱の規定により助成を受けている者であってこの一部改正後の要綱第 2 条 2 項第 1 号又は第 2 号に該当するもの（以下「既被助成者」という。）は、令和 2 年 9 月末日までの間、この一部改正前の要綱の規定により助成を受けることができる。ただし、既被助成者が、令和 2 年 9 月末日までの間に生活保護法（（昭和 25 年法律第 144 号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく事業により紙おむつの助成を受けるに至った場合は、当該助成を受けるに至った月の末日までの間に限り、この一部改正前の要綱の規定により助成を受けることができるものとする。

付則

この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

※認定番号	号
-------	---

板橋区心身障がい者紙おむつ助成申請書

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

窓口に来た人 住 所 板橋区

氏 名

対象者との関係

電 話 ( )

紙おむつの助成について、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱第3条の規定に基づき、申請します。

記

申 請 者	ふりがな				男 ・ 女	年 月 日 ( 歳)
	氏 名					
及 び 対 象 者	住 所	板橋区				
	障がい名	電話 ( )				
障 害 の 程 度	身体障害者手帳	号	級	年 月 日		
	愛の手帳	号	度	年 月 日		
	戦傷病者手帳	号	症	年 月 日		
	そ の 他					
	現 在 の 状 況	在 宅 ・ 入 院 中 ( 病院)				
	紙おむつ(他制度) 受給の有無	有 ・ 無				
紙おむつ 種 類	形 状	サイズ	必要枚数	月 枚		

年 月 日

様

板橋区長

板橋区心身障がい者紙おむつ助成決定通知書

年 月 日付で申請がありました  
下記のとおり決定いたしましたので通知します。

様の受給資格について

記

受給者氏名	
受給者住所	板橋区
認定番号	第 号
支給開始年月	
備考	

板橋区心身障がい者紙おむつ助成申請却下通知書

年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった、紙おむつの助成について、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱第4条1項に基づき審査の結果、下記の理由により却下したので通知します。

記

要件に非該当のため却下する。

※認定番号	号
-------	---

板橋区心身障がい者紙おむつ助成受給資格変更・消滅届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

窓口に来た人 住所 板橋区 町 丁目 番 号  
 氏名  
 受給者との関係  
 電話 ( )

申請内容が変更  
 紙おむつ助成の 受給資格が消滅 したので、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業

実施要綱第7条の規定に基づき届出いたします。

記

申請者及び受給者			
<input type="checkbox"/> 変更事由	<input type="checkbox"/> 住所	変 更 前	変 更 後
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 受給資格の消滅	<input type="checkbox"/> 転出 (住所 ) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 障害程度 <input type="checkbox"/> 辞退 <input type="checkbox"/> その他 (理由 )		
事由発生年月日		年 月 日	



年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区心身障がい者紙おむつ助成受給資格消滅通知書

下記のとおり、  
紙おむつ助成事業実施要綱第 8 条第 1 項に基づき消滅したので通知します。

様の受給資格を板橋区心身障がい者

記

受 給 者 氏 名	
受 給 者 住 所	板橋区
認 定 番 号	第 号
消 滅 年 月	
消 滅 理 由	
備 考	

第 6 号様式

板橋区心身障がい者紙おむつ助成返還請求書

年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり紙おむつ又は紙おむつに担当する金額の返還請求をいたします。

記

請 求 品 ( 金 額 )	紙おむつ 枚 又は 円
返 還 理 由	